

6 付 議 案 件

議第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

議第 2 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

報第 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報第 1 0 号 農地改良届の受理について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議長 皆様、お疲れさまでございます。本日の出席委員は、7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は、成立します。ただいまから令和5年第13回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議長 日程は、配布のとおりでございます。会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。それでは日程に従い進めさせていただきます。

議長 本日の議事録署名委員は、1番委員、2番委員の両名をお願いいたします。

議長 それでは、議第22号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第22号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。

補足ですが、今年4月に農地の取得に係る下限面積要件が廃止されました。

この方においては、農地の所有が無い方ですが、父の■■■さんについては、農地2,975㎡を所有しております。

譲渡人の■■■■■さんについては、元々、白子沢にお住まいだった■■■さんという方の娘さんであります。■■■さんがお亡くなりになり、■■■さんが農地を相続したということであります。

申請農地については、20年ほど前から■■■さんが高齢になり耕作できなくなり、■さんがずっと耕作していたということです。

■さんは、ご親戚からトラクターを借りて、大根や白菜などを栽培し、農地は適正に管理しているということでありました。

事務局といたしましては、農地を取得するための要件である、農地の全てを効率的に利用すること、必要な農作業に従事すること、周辺の農地利用に支障が無いことが認められると判断し、申請書を受理しました。

議長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

大谷委員 この件について、12月21日の10時30分から羽田さんと私で現地確認してきました。

譲渡し人の■■■■■さんは遠方で雪もあるということで立ち会えないが、■■■さんに譲り渡すことで間違いないと電話で確認しています。■さんの奥さんの■■■さんに立ち会っていただきました。

現地は野菜を作っていたということで、雪がうっすらと積もっていましたが、畑として使用していることを確認しました。

今まで作っていたので土地を渡したいということであったようで、■さんもそれで間違いないとのことでした。

今までも耕作しておりますので周りの土地に影響も無いと思いますし、この件について問題は無いと判断しました。

議長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

(無しの声)

議長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第22号について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので、議第22号について、申請どおり許可することといたします。

議長 次に、議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

違反転用の疑いのある案件に関連して、11月10日に農地転用許可申請書の提出がありました。

図面を確認したところ、転用農地の一部に既存住宅の階段、コンクリートの通路が入っている状況であったため、11月16日に事務局で現地確認と聞き取り調査を行ったところであります。

住宅については、昭和58年に新築し、そのときに通路も作ったものであり、40年が経過しております。農地転用については、無知であったとのこと

であり、今回の農地転用申請で農地に住宅の一部がはみ出ていることが解ったものです。

対応について、11月20日に県及び県農業会議に確認を行い、①違反転用であるため始末書の提出が必要であること、②通路部分は誰が使用するものなのか整理する必要があることを確認しました。

その後、申請者から違反転用についての始末書を提出してもらおうこととし、通路部分についての聞き取り等を行ったところであります。

通路部分については、将来的には両親の自宅の管理をしていき、息子家族も共同で使用するというものであります。

始末書については、11月30日に提出があり、受理しました。

事務局といたしましても、今後新築予定であることや、一部違反転用ではありませんが、築40年が経過しており、違反転用部分についてはすでに非農地と判断できることから申請書について受理いたしました。

議長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

舟山委員 議第23号について、12月23日8時30分から金推進委員、私、事務局の羽田さん立ち会いのもと調査しました。

賃貸人は今の所有者の■■■■■さん、賃借人の■■■■■さんの長男の■■■■■さんは仕事の関係で立ち会うことができないとのことで、経緯等を聞き取りしながら現地を確認しました。

経緯は事務局説明のとおりですが、無許可転用については40年前に、■■■■■さんの父が新築したときに、知らずに農地の一部に掛かるような住宅の立て方をしたものです。

■■■■■さんはそのことを知らずにいて、息子が自宅の脇に新築したいということで申請して解ったものです。

違反転用は始末書提出ということになり、始末書を確認しました。

今回の申請面積が857㎡と大きいですが、宅地の他通路と雪捨場も含まれます。

今回の申請は、農地法に違反するもので無く、隣接農地にも直接影響が無いことを現地で確認しました。この申請について、違反転用という事実はありませんでしたが、始末書の提出も済んでおり、転用に問題は無いものと判断しました。

議長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

(無しの声)

議長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第23号について、原案のとおり決定することにご異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので、議第23号について、原案どおり決定することにいたします。

議長 次に、報第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。報第9号について、事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議長 次に、報第10号「農地改良届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

事務局長 (改良内容説明)

議長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

12月総会に係る申請書受付期間の11月11日から12月10日までの間に届出があったのは、1件でございます。内容につきましては表に記載のとおりでございます。書面をもって報告させていただきます。

議長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第13回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は、大変ご苦労さまでした。

(午後3時25分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和5年12月25日

議 長

署名委員

署名委員